

令和3年度における中部地区の下請法の運用状況等について

令和4年6月27日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者7,871名（製造委託等^{（注1）}5,307名、役務委託等^{（注2）}2,564名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者44,500名（製造委託等32,566名、役務委託等11,934名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	中 部	全 国	中 部
令和3年度		65,000	7,871	300,000	44,500
	製造委託等	37,280	5,307	169,318	32,566
	役務委託等	27,720	2,564	130,682	11,934
令和2年度		60,000	7,600	300,000	44,500
	製造委託等	36,128	5,144	196,879	34,015
	役務委託等	23,872	2,456	103,121	10,485
令和元年度		60,000	7,500	300,000	46,800
	製造委託等	35,810	5,059	200,190	36,075
	役務委託等	24,190	2,441	99,810	10,725

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は835件（製造委託等597件、役務委託等238件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った定期調査によるものが827件（製造委託等592件、役務委託等235件）、下請事業者等からの申告によるものが8件（製造委託等5件、役務委託等3件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は829件（製造委託等592件、役務委託等237件）であり、このうち、820件（製造委託等586件、役務委託等234件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じた。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数 ^(注)				処 理 件 数				
						措 置			不問	計
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告	指導	小計		
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	中部	827	8	0	835	0	820	820	9	829
製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
	中部	592	5	0	597	0	586	586	6	592
役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
	中部	235	3	0	238	0	234	234	3	237
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	中部	787	8	0	795	0	803	803	3	806
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	中部	602	6	0	608	0	615	615	1	616
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	中部	185	2	0	187	0	188	188	2	190
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	中部	798	6	0	804	1	795	796	0	796
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	中部	613	4	0	617	1	610	611	0	611
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	中部	185	2	0	187	0	185	185	0	185

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反の行為類型別にみると、合計で1,333件となっており、このうち、製造委託等に係るものが947件、役務委託等に係るものが386件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は697件（類型別件数の合計の52.3%）となっており、このうち、製造委託等に係るものは501件、役務委託等に係るものは196件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は636件（類型別件

数の合計の 47.7%) である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が 318 件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の 50.0%）、②下請代金の減額が 148 件（同 23.3%）、③買ったたきが 83 件（同 13.1%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は 446 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 211 件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 47.3%）、②下請代金の減額が 105 件（同 23.5%）、③買ったたきが 49 件（同 11.0%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は 190 件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が 107 件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の 56.3%）、②下請代金の減額が 43 件（同 22.6%）、③買ったたきが 34 件（同 17.9%）等となっている。

第 3 表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反			実 体 規 定 違 反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和 3 年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	中部	629	68	697	2	318	148	1	83	7	6	26	33	12	0	636	1,333
	製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028
	中部	454	47	501	2	211	105	1	49	7	5	25	30	11	0	446	947
	役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850
	中部	175	21	196	0	107	43	0	34	0	1	1	3	1	0	190	386
令和 2 年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	中部	725	103	828	6	362	231	1	144	8	12	41	52	18	0	875	1,703
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267
	中部	561	72	633	6	265	180	1	94	5	12	41	44	16	0	664	1,297
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712
	中部	164	31	195	0	97	51	0	50	3	0	0	8	2	0	211	406
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
	中部	686	65	751	5	274	174	1	106	12	14	36	63	81	0	766	1,517
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728
	中部	529	40	569	4	195	130	0	87	5	14	34	57	70	0	596	1,165
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191
	中部	157	25	182	1	79	44	1	19	7	0	2	6	11	0	170	352

(注 1) 1 件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第 2 表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注 2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和 3 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 3 名^(注) から、下請事業者 19 名^(注) に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 16 万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者 2 名から、下請事業者 18 名に対し、4 万円の減額分が返還された（第 4 表参照）。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和3年度	全国	65 名	2,561 名	3 億 3909 万円
	中部	2 名	18 名	4 万円
令和2年度	全国	71 名	3,858 名	3 億 7155 万円
	中部	3 名	12 名	6 万円
令和元年度	全国	104 名	4,087 名	17 億 6191 万円
	中部	4 名	226 名	2213 万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、11万円の遅延利息が支払われた（第5表参照）。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和3年度	全国	105 名	2,970 名	1 億 2035 万円
	中部	1 名	1 名	11 万円
令和2年度	全国	126 名	2,340 名	9364 万円
	中部	4 名	430 名	1870 万円
令和元年度	全国	132 名	2,931 名	3 億 2026 万円
	中部	5 名	42 名	124 万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

1 相談対応

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和3年度においては、中部事務所では1,334件の相談に対応した（令和2年度の1,147件から187件増加）。

また、中部事務所の管轄区域のうち、同事務所の所在地である名古屋市から遠方の地域（富山県、石川県）における相談対応の一層の充実を図るため、富山県及び石川県において、中部事務所の職員が相談受付等を行う「公正取引委員会よろず相談室」を実施している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンラインにて4回実施した（計20名参加）。

さらに、中部事務所の管轄区域内に所在する弁護士会との連携を進め、下請課が受けた相談のうち、下請法の適用対象外の取引についての相談のほか、自ら取引先と交渉するために

必要な法律的な知識を得たいという相談については、相談者の意向に応じて、地元の弁護士会を紹介した（令和３年度 48 件紹介）。

2 講習の実施

(1) 基礎講習

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和３年度においては、中部事務所では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンラインにて４回の講習を実施した（計 1,033 名参加）。

(2) 下請取引適正化推進講習

中小企業庁と共同して、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和３年度においては、中部事務所では新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンラインにて３回の講習を実施した（計 283 名参加）。

3 下請事業者の周りの方々への周知

中小企業が抱える取引上の問題の解決等に資するため、中部事務所の管轄区域内に所在する弁護士会や税理士会に対し下請法の説明会を 7 回（うち 6 回はオンラインにて実施した。）行うとともに、不当なしわ寄せに関する下請法相談窓口のフリーダイヤル（0120-060-110）を周知した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和３年度における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は 20 名である。

令和３年度においては、7 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和３年度においては、中部事務所では事業者団体等へ 6 回の出講を実施した（うち 2 回はオンラインにて実施した。）。

令和3年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 食品包装機械部品の製造を下請事業者へ委託しているA社は、「毎月末日納品締切、翌々月5日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々月8日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 野生動物の防疫に関するデータの解析等の業務を下請事業者へ委託しているB社は、自社の事務処理が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領した日から60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① カーコーティングを下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨を書面で合意することなく、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 送風機用部品の製造を下請事業者へ委託しているD社は、一定額を超える下請代金の支払につき手形を交付しているが、下請事業者と書面で合意することなく、手形を下請事業者へ郵送する際の手数料を下請事業者へ負担させることにより、下請代金の額を減じていた。
- ③ 弁当用の食材等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、自社が賃借している倉庫を下請事業者へ利用させているところ、「物流費」として、下請事業者との間で書面にて合意した算定方式で得られる額を上回る額を、下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 買いたたき（第4条第1項第5号）

- 船舶部材の加工を下請事業者へ委託しているF社は、自社の基準で各工程別に設定した単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- ゴム・樹脂製品の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、当該原材料の対価の一部について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除することとなる支払制度を採っていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 小型建設機械用部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が 120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

6 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 小型建設機械用部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、長期間、製造委託していない部品の金型を無償で保管させていた。